アポロ美容理容専門学校学則

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条 本校は、学校教育法及び美容師法・理容師法に基づき、専門知識及び技術を教授することにより、美容師及び理容師の養成教育を行い、もって広く社会人としての教養と応用力を身につけ、社会の発展と公衆衛生の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

（名称）

第 2 条　本校は、アポロ美容理容専門学校という。

（位置）

第 3 条　本校の位置を東京都八王子市万町２３番地２に置く。

（自己点検・評価）

第 4 条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため本校における教育活動等の状況について自らの点検及び外部評価をする。

２ 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章　課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

（課程、学科、修業年限、定員）

第 5 条　本校の課程は、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	衛生専門課程（衛生関係）	美容科	２年	37 人	74 人	2	
		理容科	２年	8 人	16 人	2	
	計			45 人	90 人	4	

（学年及び学期の終始期）

第６条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２学期は、つぎのとおりとする。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から３月３１日まで

（休業日）

第７条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　夏季休業　　８月　１日から　８月３１日まで

(4)　冬季休業　１２月２５日から　１月　５日まで

(5)　春季休業　　３月１９日から　４月　４日まで

(6)　開校記念日　４月　１日

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、変更することがある。

３　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 ３ 章　授業時数及び教職員組織

（授業時数）

第８条　本校の授業時数は、別表Ｉのとおりとする。

（授業時数の単位数への換算）

第９条　本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義、演習及び実験・実習並びに実技について30時間をもって１単位とする。

（同時授業）

第10条　昼間課程における次の課目について、同時授業を行うことがある。

必修課目 関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化学、文化論、運営管理

選択課目 プロフェッショナルマインド

（他の専修学校等における授業科目の履修）

第11条 他の専門学校、大学等において別途特に定める科目を履修した場合には、選択課目の総授業時間数の２分の１を超えない範囲で、選択課目の履修とみなすことができる。

（始業及び終業の時刻）

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課　程　名	始業時刻	終業時刻
昼	衛生専門課程	９：３０	１６：４５

（教職員組織）

第 13 条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長　　１人
(2) 副校長　　１人
(3) 教員　　５人以上
(4) 助手　　１人以上
(5) 事務職員　　２人以上
(6) 学校医　　１人

２　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する
副校長は校長を補佐し、校長に事故がある時、または不在の時はその職務を代理し、校長がかけた時はその職務を行う。

第 4 章　入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第 14 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1)　高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(2)　外国において、学校教育における１２年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(3)　文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(4)　文部科学大臣の指定した者
(5)　大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行った大学入学資格検定に合格した者
(6)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者
(7)　修業年限が３年の専修学校の高等課程を修了した者
(8)　省令の要件に該当する中学校卒業者を含む。
(9)　その他本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で 18 歳に達した者

（入学時期）

第 15 条 本校の入学時期は、毎年４月１日とする。

（入学手続、許可）

第 16 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第２６条に定める選考料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

２ 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

３ 入学試験の内容について、推薦入学及び一般入学は書類選考・面接及び作文とする。

４ 選考基準は別に定める。

5　本校に入学許可された者は、入学許可の日から１０日以内に第２６条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

（転学）

第 17 条　他の理容（美容）養成学校から本校へ転入及び本校から他の理容（美容）養成学校へ転出を希望するものについては、所定の手続きにより許可することがある。

（休学、復学）

第 18 条　学生が疾病その他やむを得ない事由によって、１０日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2　前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

（退学）

第 19 条　退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（卒業・修了の認定）

第 20 条　校長は、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対し当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

第 21 条　本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第 22 条　前条に規定するところにより、衛生専門課程美容科及び衛生専門課程理容科を修了した者は、専門士（衛生専門課程）と称することができる。

第 5 章　科目等履修生

（科目等履修生）

第 23 条　本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2　その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 6 章　賞罰

（褒章）

第 24 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒章することがある。

（懲戒）

第 25 条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 7 章　入学金、授業料等

（納付金）

第 26 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

	1年次	2年次	計	備考
選　考　料	15,000		15,000	
入　学　金	160,000		160,000	
授　業　料	680,000	680,000	1,360,000	
実　習　費	170,000	170,000	340,000	
施設設備費	150,000	150,000	300,000	
計	1,175,000	1,000,000	2,175,000	

2　教材費と海外研修費は、実費を徴収する

（納入及び納入の特例）

第 27 条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）

第 28 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を３箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

（納入金の還付）

第 29 条 既に納入した授業料、入学金及び選考料は、原則として返還しない。

ただし、校長が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

（健康診断）

第 30 条 健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより、実施する。

第８章 附帯教育

（附帯教育）

第 31 条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

課程	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
通信課程	美容科	昼	3 年	20 人	60 人	3	
	美容科理容修得者コース		1 年 6 月	12 人	24 人	2	
	理容科	昼	3 年	5 人	15 人	3	
	理容科美容修得者コース		1 年 6 月	3 人	6 人	2	
計				40 人	105 人	10	

（附帯教育　通信課程入学資格及び入学時期）

第 32 条 本校の附帯教育通信課程の入学資格は以下のとおりとする。

(1) 高等学校卒業者等、若しくはこれに準ずる者

(2) 中学校卒業者等、若しくはこれに準ずる者

２ 前条(2)の場合、理容師法・美容師法に基づく省令で定める次の要件に該当する者であること。

(1) 中学校卒業者等、若しくはこれに準ずる者に対する入学試験をおこない合格した者。

３ 本校の附帯教育通信課程修得者コースの入学資格は以下のとおりとする。

(1) 理容師免許・美容師免許取得者

(2) 理容師養成施設・美容師養成施設の卒業者

４ 入学時期は、修得者コースは毎年 4 月 1 日、従事者コースは毎年 10 月 1 日とする。

（附帯教育　通信課程の面接授業の授業科目及び授業時数）

第 33 条 附帯教育通信課程の面接授業の授業科目及び授業時間は、別表Ⅱのとおりとする。

（附帯教育　通信課程の地域）

第 34 条 本校の附帯教育通信課程において、通信養成を行う地域は、次のとおりとする。

関東・甲信越地域（東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・群馬・栃木・山梨）

（附帯教育　通信課程の転入学）

第 35 条 他の理容師・美容師指定養成施設の通信課程からの入学は、第１７条を適用する。

（附帯教育　通信授業及び添削指導に係わる事務）

第 36 条 附帯教育通信授業及び添削指導に係わる事務は、社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

2 委託事務は、通信授業及び社団法人日本理容美容教育センターの添削並びに連絡等に係わる一般事務とし、相互に連携を図り、学生の学習に支障のないようにするものとする。

（添削指導のための組織）

第 37 条 附帯教育の通信授業における添削指導等を円滑にするために、教員による組織を置く。

2 教員組織は通信課程添削指導委員会（以下「委員会」という）と称し、学校長が委員に指名した3名以上の教職員より構成される。

3 委員は互選により委員会の長を選出する。

（附帯教育　通信課程の入学金、授業料等）

第 38 条　附帯教育　通信課程の入学金・授業料・実習費・入学選考料・施設設備費は、次のとおりとする。

（単位：円）

	理容科・美容科				理容科・美容科修得者コース		
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	合計
入　学　金	100,000	－	－	100,000	50,000	－	50,000
授　業　料	120,000	120,000	120,000	360,000	120,000	60,000	180,000
実　習　費	30,000	30,000	30,000	90,000	30,000	15,000	45,000
施設設備費	50,000	50,000	50,000	150,000	90,000	45,000	135,000
計	300,000	200,000	200,000	700,000	290,000	120,000	410,000

2 納入及び納入の特例、滞納、納入金の還付については、第 26 条から 29 条までを適用する。

（その他附帯教育　通信課程へ本則の適用）

第 39 条 附帯教育通信課程の入学手続き・許可については第 31 条、休学・復学については第 17 条、退学については第 18 条、卒業・修了の認定については第 19 条・第 20 条を適用して卒業証書を授与する。

賞罰については、褒賞は第 23 条、懲戒は第 24 条を適用する。

第 9 章　雑　則

（施行細則）

第 40 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附　　則

１．　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

２．　この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

３．　この学則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

４．　この学則は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。

５．　この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

６．　この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

７．　この学則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

８．　この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

９．　この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

１０．　この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

１１．　この学則内、第 12 条と第 26 条は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

１２．　この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。